

平成 16 年度第 6 回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

おはようございます。ただいまから平成 16 年度第 6 回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

本日は、鈴木委員，小澤委員，大森委員，佐々木委員から欠席の連絡をいただいております。また，木村委員につきましてははまもなくお見えになると思います。

では，初めに山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

皆さんおはようございます。朝早くから御苦勞様です。今日も促進基本計画の見直しを行います。この見直し作業も半ばを過ぎてまいりましたが皆様のおかげをもちまして順調に進んでおります。今日は，皆様も午後からいろいろ予定が入っていることと思いますので，正午までにぜひ終わらせたいと思いますのでよろしくお願いします。

簡単ですが，あいさつに代えさせていただきます。

事務局

では，引き続き山田会長に議事の進行をお願いします。

山田会長

さっそく議事に入ります。今日の促進基本計画の見直しは 3 章，4 章，6 章についてです。このうち 6 章は，見直し案の新しい 5 章のことですが，これから検討を進めていきたいと思えます。

それから，第 4 回目の促進委員会で御検討いただきました 1 章と 2 章についても事務局から素案の提示があります。それで，先に 3 章，4 章，6 章から議論していきたいと思えます。

それでは事務局から御提案願います。

菊地 N P O 活動促進室主任主査

N P O 活動促進室の菊地です。それでは，現行の基本計画の 3 章，4 章，6 章の見直し案について説明します。

資料ですが，資料 1 が新旧対照表で，左側に現行の基本計画，右側に事務局案，備考欄に変更点等が記載されています。今回，事務局から皆様に対する照会期間が大変短く申し訳なかったのですが，提案をお願いしたところ大久保委員から御提案をいただきましたので，その提案を踏まえて事務局案を作成しています。

資料 1 を御覧ください。現行の 3 章，4 章，6 章につきましては，前回の促進委員会でも皆様に説明して御議論いただいたとおり施策体系を若干変更することにしましたので，その点を受けた形で見直し案を修正しています。

1 ページですが，第 3 章のタイトルを「基本計画の基本方針」に，現行の「1 基本計

画の方向性」を「基本方針と施策の柱」に変更しています。また、内容につきましては、基本方針の「1 NPO活動の支援・促進」についての説明になりますので、NPO活動の支援・促進について2本の施策の柱で展開するということを記載しています。さらに、施策の柱についての内容を説明していますが、その施策の柱として、「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」と「NPOの自立促進に関する施策」について内容を下に記載しています。ちなみに備考欄にも書いていますが、と は第5章に示す施策と事業の内容を説明したものです。

次に2ページ目ですが、「2) NPOとのパートナーシップの確立」についても文章の構成は同じで、2本の施策の柱で展開するということを先ほどと同様に明記しています。

3ページですが、現行では「2 基本方針」とされていますが、この部分については実際に基本方針に則ってどのように展開していくのかを示しているところですので、項目を「基本方針に沿った施策推進の基本的観点」に変更しました。具体的に展開するにあたってどのような観点に基づき施策を実施するかを記載したもので、基本的には現行の「2 基本方針」の「1) NPO活動の支援・促進」に記載されている内容を基本的には踏襲しております。ただ、現行の「市民やNPOの参加による促進策づくり」については、どちらかといえば次の「2) NPOとのパートナーシップの確立」に移動した方が良いのではないかとということで、項目をそのまま移動するのではなく、内容を移動しています。

2) では から まで示していますが、どういう点に注意し、どのような観点を施策を実施していくのかをまとめています。この2)につきましても、基本的には現行の2)の内容を踏襲しています。それで、先ほどの現行の1)の につきましても、4ページの「情報公開と透明性の確保・政策プロセスへの参加機会の拡充」に内容を一部盛り込みました。「パートナーシップ確立のための環境づくり」につきましては、現行では「パートナーシップ確立のためのシステムづくり」となっていましたが、若干文章を修正しています。

次に、見直し案の「行政改革と地方分権・自治の推進」についても文章を修正しています。これにつきましては現行の を繰り上げたものです。

さらに、「多様な主体との連携の推進」ですが、これは現行計画では5ページ目に記載されている「3) 多様な主体との連携」という項目をパートナーシップの推進で一括りにし、文章に修正を加えたということです。

次に現行の第4章についてですが、前回の促進委員会でも皆さんに説明して御意見を伺ったのですが、現行では施策名のみ明示になっています。今回、見直し案を作成するにあたり、施策名のみ明示の必要性が薄いと判断し、第4章については削除しております。

続きまして7ページですが、現行の基本計画の「第6章基本計画の推進のために」という項目建てについて、庁内でのNPO活動の推進体制の話をここで取り上げているわけですが、第4章を削除するということから章の番号がずれ、第5章になります。今回の変更点ですが、現行でも促進委員会の項目がありますが、ここについて、促進委員会が11年9月に設置されているということなどを盛り込みました。また、1)は、現行では「基本的事項」としてはありますが、ここの内容は促進委員会の目的について表していると思いましたが、項目を「目的」に修正しました。

次に8ページです。現行基本計画では「2 庁内機構に関するもの」になっていますが、項目を「庁内におけるNPO活動の推進に関すること」に修正しています。それで、現行

では1)と2)にそれぞれ県の総合計画と新しい県政創造運動を明示し内容に触れていましたが、見直し案ではこれらを1)に一つにまとめました。

次に、見直し案3)ですが、現行では「地方県事務所等におけるNPO事業の推進」と書かれているところを「地方機関等におけるNPO事業の推進」として内容に若干手を加えています。

「4)に施策の把握」という項目を新設しています。これは、庁内各部局におけるNPOとの協働実態を定期的に把握していく必要があるという考えから項目を追加したものです。

さらに5)につきましては、「職員へのNPOに対する理解の促進」ということで、「NPOの本質とか協働の意義に関する知識の習得を図るほか、活動内容などに関する実践的なメニューを取り入れた職員研修を実施します」と文章を修正しています。

続きまして9ページですが、大きく変えた部分は、現行では7)として私どもの事務である「特定非営利活動の認証事務」です。備考欄にも記載しましたが、我々が行っている事務がNPO法人だけではなくてNPO活動全般の推進として取り組んでいるということからすれば、この認証事務だけを基本計画で取り上げるというのはどうかと考え、現行の7)は削除した形で提案しました。この点も含めて、皆様からの御提案をお願いしたいと思います。

山田会長

ありがとうございました。3章、4章、6章について御報告いただきました。3章につきましては1章と2章を受けての基本方針ということになりますので、1章・2章の最終的なものが定まってから再確認が必要かと思いますが、現段階でこの3章を見ていただければと思います。内容について御質問あるいは御意見ありましたらお願いします。

御意見を事前に出していただいた方、大久保委員はよろしいですか。

大久保委員

はい。入れていただいています。

藤田副会長

文字の確認ですが、1ページの「NPO活動の支援・促進」の5行目が「促進・支援」になっているのですが、ここは「支援・促進」に修正したほうがいいのでしょうか。

山田会長

そうですね。その部分は修正願います。

加藤委員

2)の「NPOとのパートナーシップ」のところで、 と の構成になっていますが、 が市町村やその他のパートナーシップが書いているので、 を県行政とのパートナーシップにした方が話が分かりやすいと思ったのですがいかがでしょうか。 の方が一般的にNPOと行政の話になっていて、 の多様な主体の中に市町村が入っていますよね。だとすると、 は県だということが分かった方がいいのかなという感じがします。

山田会長

2 ページのところですね。

青山 N P O 活動促進室長

その点につきましてはこちらは大変迷うところです。確かに主は県行政で、県庁と N P O とのパートナーシップのための部分ですし、その取組を書くものかなとは思っています。こちらも欲張っている考えといえますか、考え方としては、中身は主はそうなるのですが、場合によっては県と N P O とのパートナーシップでいろいろ県がやってきた成果が市町村に普及するように援助することも入るのかと思ったので。

このようなところは、現行の計画でもたくさん出てくるんです。当然、基本的には県行政という意味で書いているのですが、こちらでも迷っているところですので、逆に皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

山田会長

2 ページの 2) の と について、もう少し県を明示した方がいいのか、それとも の場合は県を通して市町村行政に対するものも含まれるということで、これでいいのかということにつきまして御意見をお願いします。

加藤委員

確かに、「行政」の話はあちこちに出てくるので、全部直すかということになりますよね。

山田会長

全体を通して見ていかないと見えにくいところもあるかと思いますが。とりあえずこのままにして、また全体を通して眺めて見直すということで、とりあえずこのままで行きましょうか。

他にはいかがでしょうか。

櫻井委員

3 ページから 4 ページにかけてですが、3 ページの上の方で「基本方針に沿った施策推進の基本的観点」というのが余計かなという感じがします。3 ページの下の「2) N P O とのパートナーシップの確立」の については基本的観点という感じがするんですね。ところが、4 ページの は結構具体的なんですね。 は、情報公開と透明性の確保と政策プロセスへの参加機会の拡充も一緒になっているんです。基本的観点といわれると一緒にいいかなという気がするのですが、かなり具体的なので、 は分けて記述した方が、項目として掲げた方がいいと思います。政策プロセスへの参加・参画というのは大事なかなと思います。ところが、 にいくと確立のための環境づくりというようにちょっと抽象的になるんですね。 の環境づくりの具体的な中身が情報公開と透明性の確保であり、政策プロセスへの参加・参画機会になるのかなと思うんです。今、山田会長がおっしゃったように、全体を通してもう一回見直さないとい何とも言えないのですが、 の情報公開と透明性とい

う部分と政策プロセスへの参加機会については、政策プロセスへの参加機会というのを項目として新たに挙げたのはいいと思うのですが、パートナーシップの具体的な中身としては分けた方がいいと思います。このあたりも全体を見返す際の検討課題に加えていただければと思います。「2) NPOとのパートナーシップの確立」については、全体として整理しきれていないかなという気がするので、御意見申し上げます。

山田会長

一つは、2の「基本方針に沿った施策推進の基本的観点」の基本的観点という表現がどうかということ。前後の関係が見えなくなってきたのですが、推進の方向という形でいいのかどうかということ。確かに、の確立とか拡充は基本的観点ではなくて方向を指し示しているので、その部分について表現を見直していただくということと、2)について、もう少し前後との関係も含めてもう少し整理していただいた方がいいのではないかと御意見ですね。いかがでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

確かに、2の「基本方針に沿った施策推進の基本的観点」と、長いネーミングにもなっています。うまい表現が出てこなかったのもこのまま使ったわけですが、何か良い表現がほかにあればお伺いしたいなと思いますし、また、こちらでも再度項目について検討してみたいと思います。

それと、4ページ目の2)の「NPOとのパートナーシップの確立」のからについては、どのレベルで表現するか。抽象的な部分もあれば、は非常に具体的だというお話もありましたが、ばらつきがでて大変申し訳なかったのですが、このへんについても検討させていただきたいと思います。

青山NPO活動促進室長

初めの基本的観点という表現については検討いたします。今、山田会長からも例えば方向性という表現もあり得るかなという御助言もいただきましたので、その点についてはこちらで検討し、また御相談したいと思います。

山田会長

この3章についてはまた作業をしていただくこととなりますので、御意見がありましたらどんどんお出しいただきたいと思います。

とりあえず3章は今の御意見に留めておき、あとで1章と2章が出てきますので、その時に整合性等で何かありましたら時間の範囲内で意見を出していただくことにしたいと思います。

次に、4章は削除されますが、ここには今修正をしていただいている現行の第5章が入るわけですね。新たな5章が7ページからです。新たな5章につきましては、新たな4章をふまえて御検討いただくこととなりますが、5章につきましていかがでしょうか。

7ページの第5章1の民間非営利活動促進委員会の「1) 目的」ですが、目的のところに「この基本計画も含めて・・・調査し、審議し、知事に意見を述べるができるもの」と記載されていますが、述べるのが目的ではないような気がしますので、工夫が必要で

はないかと思えます。

加藤委員

これは設置側の目的でしょうか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

条例に記載された設置目的をそのまま記載しています。

山田会長

もう少し言葉を足したほうがいいかもしれませんね。

加藤委員

何のために権限があるのかということの何のためにが書いてあるということですよ。

藤田副会長

ただの目的でなく、設置目的と書いてあれば分かりやすいのではないのでしょうか。

山田会長

そうですね。

バラバラにやってくるとなかなか分かりにくくなっていますが、5章はとりあえずよろしいですか。

そうすると、今日のタイトルにある現行の3章、4章、6章につきましては3章に係る御意見が出ました。それをふまえて再検討いただくということになります。先に1章と2章に係る修正部分を説明いただき、それを振り返った後、特に3章のあたりで御意見があれば伺うということにしたいと思えますので、1章と2章の修正結果について御報告いただきたいと思えます。

菊地NPO活動促進室主任主査

それでは、第1章と第2章について、以前の促進委員会での御意見とその後の御提案をふまえ、見直し案を再度提示させていただきます。

資料についてですが、資料3が新旧対照表、資料4と5は加藤委員からいただいた改訂案、資料6が櫻井委員から御提案いただいたものです。これらの意見を念頭に入れながら、資料3の修正案を再度作成しました。基本的には、文章表現を修正していますが、まず初めに第1章で大きく変わっている部分は、NPOの訳のところで民間非営利活動団体としていたところを民間非営利組織に訂正しています。それと、以前の促進委員会の際に情報公開制度によって行政が保有する情報を市民が共有できるようになったということもNPO活動が盛んになってきた一つの要因であるという話もあったことから、それらを含めて文章を修正しています。

それで、一番大きな変更点であるNPOの定義ですが、実はこれが3ページの第2章の1の「1)NPOとは」に関連してくるところです。今回の事務局としての修正ですが、NPOについては民間非営利組織に修正してはいますが、前回もお話ししたとおり、県の

民間非営利活動を促進するための条例の中ではNPOを民間非営利活動団体と訳しており、一般的な定義が二つ出てきてしまいました。そこで検討した結果、基本的な部分は民間非営利組織としつつも、県としては条例でこのように謳っているということから、3ページの1)の中段から、県ではNPOについて民間非営利活動団体と表記しているという説明を加えることでどうかということをご提案したいと思います。

また、同じ3ページで、NGOの定義についても御意見をいただいていたので、今回修正しております。

さらに、これは加藤委員からの御提案でしたが、同じページの下から3行目のなお書きのところを付け加えています。NPOの基本的な特性として、社会問題の存在を社会にアピールし、解決に向けた動きを起こしていくという運動体としての側面と、実際に解決に向けた取組を行う事業者としての側面の2つの側面をNPOは有しているという形で文章に盛り込ませていただいております。

4ページ目ですが、2)のNPOの特徴の部分についてもだいぶ修正をしています。これは、櫻井委員と加藤委員の両名からいただいている提案を基にして、再度文章を修正したものです。

5ページ目ですが、「2 NPOの社会的役割と可能性」の「1)公共の担い手としてのNPO」と「2)協働のパートナーとしてのNPO」についても文章を修正しました。

6ページ目ですが、章構成としてNPOや行政の課題の前に社会的な課題があるのではという話を受けて、社会が抱える課題を3としておりましたが、その部分についても文章を多少修正しています。

また、7ページ目ですが、現行の「6)経営能力(マネジメント)」と「7)NPO活動の評価」につきましては、今回の修正案の3)と5)に内容を統合しています。

それ以外につきましては、文章の修正を行い、今回見直しを行いました。これにつきまして、皆様から御意見をいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

山田会長

ありがとうございます。1章と2章は、以前皆様に御検討いただいた内容をふまえ、また、新たに加藤委員と櫻井委員からの御意見をふまえて修正いただいております。これについて、御質問や御意見がありましたらお願いします。

加藤委員

1章の1)の中段で、「また、平成10年12月の特定非営利活動促進法の施行に伴い、特定非営利活動法人(通称:NPO法人)の情報公開が義務づけられるとともに多くのNPO法人が設立され、各地で・・・」というのは、変な文章ではないかと思えます。法人格の制度と情報公開がセットになって整備されたことによって法人が増えたということをお願いするのであって、これだと情報公開が義務づけられたために増えたと見えるので、表現を工夫したほうがいいのではないのでしょうか。私の案ですと、促進法によって、自主的・自発的な活動を行う市民が担い手となっているNPOに対して法人格の付与と情報公開の仕組みがもたらされたことによって、存在と活動が社会に認知され、広がっているという書き方をしているので、これだとちょっと意味が分かりにくい文章ではないのでしょうか。

山田会長

そうですね。情報公開が義務づけられたためではないですよ。

加藤委員

情報公開は入れたほうがいいと思いますが、文章が分かりにくいと思います。

菊地NPO活動促進室主任主査

検討します。

山田会長

では、その点についてよろしくお願いします。

それから、3ページの下のところ、民間非営利組織と民間非営利活動団体との調整を
していただいているのですが、このような感じでよろしいかどうかということもありますね。

加藤委員

なんとか整合性がとれますね。いいと思います。

山田会長

提案内容への対応について、櫻井委員はいかがですか。

櫻井委員

1章についてはもう表現の問題なので、個人的にはいろいろ細かいところがあります。
私のメモとは別ですが、例えば、1ページの二段落目の「一方で」の後で、「行政への市
民参加の機会」というのがありますが、これは表現としてどうかな。「政策形成プロセス
への参加など」とか、もう少し表現をなおした方がいいのでは。「行政への市民参加」は
まずいと思います。あげればいろいろあるのですが。

私のメモでいくと、6ページの「3NPO支援における社会的課題」というところで、
資金の問題だけが取り上げられているんですね。資金の仕組みは大事なのですが、お金の
問題に限定した表現になってしまっていないかというのが気になったので、人材育成や活
動の拠点といった支援における社会的な課題はまだあるわけなので、並記したほうが誤解
を与えないのではないかとこのところが一点です。

それから、これも表現の問題になりますが、6ページの4は1)から5)まであります
が1)だけ他と違うんですね。2)以降は課題が述べられた後にこういうことが大事です、
こういうことが求められますと書いてあるのですが、1)は現状だけ書かれてあるので、
ちょっとどうなのかなというところがありました。結構前に出したメモなので、自分でも
記憶が薄いのですが、そのようなことをメモの中では指摘しています。

大まかな内容では異論はないのですが、もう一度見直すと細かい表現のところでもた出
てくるかもしれませんが、いくつか申し上げました。

山田会長

ありがとうございました。1ページ目の行政への市民参加という表現。それから、6ペ

ージの支援が、資金だけではなく他にもいろいろあるのではないかとということ。同じく6ページの4の1)の記載内容について、他の小見出しの内容との関係でどうかという御意見でした。いかがでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

まず、1ページ目のところですが、御意見をそのまま受け取りたいと思います。「行政への市民参加」というよりは「政策プロセスへの市民参加」の表現が適切だと思います。

次に6ページ目の、資金だけで誤解されないかということですが、こちらとしては、自発的な寄附により賄われるなどというところの「など」に含まれるということで、あえて並記はしなかったということです。

もう一つの4)の1)ですが、大変申し訳ございませんでした。何度かこちらでも手を加えているうちに内容がまとまらなくなり元に戻ってしまったものですから、最初の提案のままにしてしまったのですが、確かにここだけ現状を述べるに留まっていて、では具体的にその後なんなんだという話が出ておりません。

そこで、加藤委員と櫻井委員のお二人から、NPOの自助努力も必要だし、それをうまく支えていく社会的な仕組みづくりも重要なんだという意見が出ておりましたので、その提案をふまえての提案ですが、「現状があります」という言葉の次に、「これらの課題を解消するためにも、NPO活動を支援・促進するための社会的な仕組みづくりはもちろんのこと、NPO自らが組織基盤の確立に努力することも重要です」という形で文章を追加してはどうかと考えているのですが、いかがでしょうか。

山田会長

という御提案ですが、そうすると1)のタイトルも変わるんですか。不足するものというタイトルはそのままでいいですか。NPOに望まれることに対して今のような内容を付け加えていただくとするとどうでしょうか。

先ほどの櫻井委員の御指摘ですと、2)は明確化、3)は必要性ですか。

加藤委員

4)は領域ですね。

山田会長

先ほどの御意見では、今後望まれることに対する答えが1)以降で出ているとすると、1)というのが現状を述べているだけではないかという話があったのですが、タイトルも今後望まれることを受ける表現に揃えたほうがいいかもしれませんが、揃えにくいですか。

青山NPO活動促進室長

先ほどの内容を追加した場合、タイトルとしては「不足するもの」だけではまずいかなと思います。その点について、何か御提案があればと思いますが。

もしくは、例えば、NPO活動の課題や今後の必要性について全体を述べている文章ととらえれば、むしろ1)の内容を4)の前文的なものにして、2)以降を1)以降にずらすという考えもあるのかなと思うのですが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

山田会長

今のほうが自然かもしれません。4の前文の感じですね。

加藤委員

ここはあくまでNPO側の自助努力を表しているところなので、前文でいいのではないのでしょうか。

山田会長

前文でどうかという意見もありましたので、それをふまえて調整していただくということをお願いします。

他はいかがでしょうか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

前に戻って恐縮ですが、櫻井委員から6ページの3について、資金面だけに限らず人材育成とか拠点の話も例示したほうが誤解を招かないのではないかというお話しがありましたので、おっしゃるとおり、NPO活動を支える社会基盤の重要な構成要素として人材や拠点も資金と同様のことが言えると思いますので、これらも含めるように検討したいと思います。

山田会長

6ページの3のところはもう一步踏み込んで表現していただくということによろしいですね。

他はいかがでしょうか。

加藤委員

それで結構だと思うのですが、ここは社会的課題なので、その時にはNPOの内部の人材育成というふうにとらえないこと。例えば企業とか行政とかセクターの中で、ある意味NPOと関わるような人を育てるとかそういう仕組みをつくるということを意味するわけです。NPO自身の課題の人材育成は4以降に入る。社会の課題は3なので、混乱しないように書いてほしい。例として、例えば企業のボランティア休暇制度の充実であるとか、基本的には社会側の基盤ですよね。参加しやすいように。そのことと、NPO自身が自らの人材を養成していくというNPO側の問題をうまく分けて記述した方がいい。今、聞いていて混乱しそうな感じがしましたので、そこをお願いしたいと思います。

それから、4の1)をとって前書きにすることになると、先ほど御提案いただいた現状以下はなしになって、むしろこのような状態の解決のために以下のような自助努力がNPO側にも求められますというふうにつながると。

山田会長

3に人材育成という文言を入れる場合には、今の御指摘のような注意をということ。4については、1)を前文にする場合の「現状があります」の後の表現について御意見があ

りましたので、その方向で御検討いただければと思います。

小島委員

NPO活動の支援に対して社会が抱える課題として、資金だけが重要ではないのですが、資金の問題はやはり大きいのではないかと思います。人材育成や活動拠点も大事だと思いますが、やはり資金的な問題がまだまだ大きな課題になっているのではないかと感じていて、あまり並べて書いてしまうと曖昧になってしまうかなという気がします。

私の認識が間違っているとすればもちろん御意見をいただきたいと思いますが、やはり資金が重要だということをおさえた書き方のほうがいいのではないかと個人的には思っています。

山田会長

資金についてもぼやけないようにということですね。これに関してはいかがですか。

大久保委員

NPOとして活動しているものとしては、もちろん資金もそうなんですが、人の拡大というか、参加性が進んでいかないと難しいというところがありますので、資金と人のところはおさえて社会に広めていくような形での書き方のほうが良いのではないかと思います。

山田会長

資金については、一定の強調をした記載をするということでお願います。

藤田副会長

私も、活動する立場からするとどれも必要なだけども、やはり資金ばかりではなく、人材の能力の問題もありますので、どれが欠けても困るので公平に列記されていてもいいのかなと思います。それで、特に3のところでは気になるところがあるのでお伝えしますが、「NPOの運営を担う人には能力向上が求められます」というところですが、この部分は実際に活動を行っている人には厳しいものがあります。「マネジメントの能力が求められます」というような表現のほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

山田会長

では、3の後段のほうですね。よろしくお願います。はい。どうぞ。

大久保委員

先ほど、お金と人と言ったのは、3のところの資金の話でいいんですよね。

山田会長

はい。そうです。大きな3のところですよ。

藤田委員が言われたところは、4の3)の後段の表現です。

加藤委員

4 についてですが、今話されてて分かったと思いますが、「明確化」となったらその下は「能力向上」にして、その次は「創造性の発揮」とか、求められているものに合わせたタイトルにするということが必要ではないでしょうか。

山田会長

小見出しの調子を揃えていただくということですね。

櫻井委員

8 ページの「3) 協働の確立のための仕組みの整備」の二段落目ですが、ちょっと表現が足りないかなと思います。「公共施設の運営を民間団体に委託する指定管理者制度」、それから「業務委託のガイドライン」、「NPOと職員の意見交換の開催」、「参加のための仕組み」という参加という表現が妥当なのか。例えば、指定管理者制度でいけば、公共的なサービスを担うんですよね。参加という表現はどうかなということと、その後の「仕組みが整備され始めましたが、まだ十分な状態にはありません」というのは、何が十分な状態にないのか。つまり、そういった制度活用をする行政の取組が不十分なのか、それとも、指定管理者制度に対する理解が不足しているのかというところが、文章を読む限りでは分かりにくいかなということです。個人的には、指定管理者制度は参加のための仕組みとはとても思えないんですね。公共的なサービス領域をNPOが担うための仕組みが指定管理者制度ですので、参加のための仕組みとして一括することがどうかということと、十分な状態にありませんというのが何が十分な状態にないのか。こだわりすぎでしょうか。

加藤委員

後ろに突然協働実績数を増やすという話が出てくるんですよね。おそらく、上の方は、参加と協働のための仕組みというふうにせざるを得ないのだと思いますが、それはあくまで協働そのものではなく、委託の制度も協働イコール委託が協働ではなく、協働の手法や仕組みだと思っただけですね。それが実際にその後、質的向上となっているところでいえば、ここは協働実績数というよりは委託実績数にしたほうが誤解を招かないのではないかと。その委託の中で、どういう要件が整っていれば相互の提案や何かが活きた協働になっていくのかということ議論していくという点で質的向上という話が出てくる。櫻井さんの話と繋がるようにしていただくといいのではないかなという気がします。

山田会長

8 ページの3) について、参加はむしろ参加と協働ではないかということ。それから、十分なというのが何を受けているのかということ。協働実績数というよりは、むしろ委託実績数ではないかという御指摘がありました。これらについて御検討いただくということによろしいでしょうか。

櫻井委員

全体を通してというか、7 ページの下の「行政の課題や今後望まれること」。全体を読み通した時に、県と市町村の関係が難しいんだと思いますが、市町村行政の役割みたいな

ところですね。先ほどの社会的な支援の仕組みという議論になった部分、活動拠点とか人材育成というあたりは、結構市町村を意識するんですね。市町村末端行政でもう少しNPOを促進する取組を、つまり社会的な仕組みとして促進することが必要なんじゃないかという意味で、先ほど人材育成とか活動拠点を申し上げたのですが、この7ページ以降の項目でいうと9ページの一番最後に、「また、市町村におけるNPO活動の支援状況やNPOとの協働実態について、地域格差が生じていることから、解消するための取組も必要です」と、とってつけたようにしているのですが、市町村行政というのを項目として挙げるのは難しいですよ。もう少し、県内全域というか、行政の取組という中の行政の中身ですよ。県行政だけが踏ん張るというよりは、もう少し地域分散型のNPO推進体制を進めるという意味でも市町村行政がもう少し活動拠点とか人づくりというところに貢献するような取組が宮城県の場合には必要なのではないかと。努力はされていると思いますが、どこにどう入れるという提案はできないのですが、そのあたり、委員の皆さん、市町村行政の役割をもう少し表に出してもいいのではないのでしょうか。全体を通して見えないということです。

山田会長

そうですね。今までの御意見の中にも市町村での課題が何度か出されてきましたので、もう少しどこかの見出しに出すなど、前面に出して表現していくことができないかという御提案ですが。

渡邊環境生活部次長

櫻井委員御指摘のように、市町村の取組がまだまだ弱いということの認識と、そのことに対する働きかけを県がもっとするべきだという認識があります。例えば、うちの部長は市町村の職員をNPO活動促進室に人事交流で来てもらうのもいいのではないかという発案をしているくらいでして、ここの書きぶりは非常に弱かったと反省します。書き換えたいと思います。

山田会長

それでは、御提案の方向で少し表に出していただくということでお願いします。

他はいかがですか。1章と2章はだいぶ御指摘がありましたので、それを含めて作業していただきたいと思います。この1章と2章と、今日前段で出されました新しい3章と5章につきましても、一度整理されないと読みにくいかもかもしれませんが、お気づきの点がありましたら御意見をお出しいただきたいと思います。

加藤委員

5ページの「特定非営利活動法人」の3行目ですが、「一定の要件を備えるNPOに法人格を付与し情報公開を義務づけることで、NPOが社会的認知を獲得すると同時に・・・」ということで、「社会的責任を担うことを定めた」というのはちょっと微妙なのかなと。法人ですから社会的な責任はあるのでそれでもいいかと思いますが、「法人格を付与し、情報公開を義務づけることで」というふうに、ここは情報公開が並列されたほうが分かりやすいのではないかと思います。

山田会長

一番上ですね。情報公開を入れていただくと。

武田みやぎNPOプラザ館長

計画の中に全然盛り込んでいないのですが、私はNPO支援の課題として二点考えています。

一つは、前回櫻井委員から話のあった学校教育での取組が弱いということで、どのようにしていけばいいのかということ。もう一つは、農村や漁村での支援・促進をどうすればいいのかということ。そこが明確になると、郡部の市町村に対する問いかけもできていくのかなと思います。この基本計画だけでは、市町村に対して一緒にNPO活動を促進していきましようと呼びかけてもなかなか理解してもらえないのではないのでしょうか。私としては、そのへんをもう少し計画に盛り込んでいただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

山田会長

今の話は、農村部に対してもう少し文言が盛り込まれるようにしてはどうかという提案ですか。

武田みやぎNPOプラザ館長

1点目が学校教育、2点目が農村・漁村ということ。NPO法人も、7割近くが仙台圏で3割近くが仙台圏域以外に散らばっています。一つの数値を見てもそういう状況ですので、どのようにすれば農村部のNPO活動の促進に繋がるのかということを検討していくことも我々の課題でもあるかと思います。

木村委員

一昨日、いしのまきNPOセンターと石巻を考える女性の会で県の青少年協働事業として委託を受けて、地域の全高校の代表の子供たちを集めて一緒に広域合併についてのフォーラムをやりました。

この事業は、学校の協力を全面的にいただくことができました。各校に御協力をいただくまでにはずいぶんと足繁く通ってお願いをするなど、NPOについての御理解をいただくのには時間はかかったのですが、やはり今、福祉という分野だけでなく、そういう教育行政についても力を入れていく必要があるかなと思います。NPOについて結構勉強している先生方もいらっしゃいます。今回、私の子供が通っている学校でも職場体験学習がありました。その際にも市のNPO支援オフィスに職場体験をしまして、今、すごくいいチャンスではないかなと思いました。

それと、市町村という話があったのですが、今回石巻が1市6町で合併が決定しまして、その合併フォーラムにおいても各町から代表の方にお出でいただいたり、それから、各町の子供たちも含めてすごくそういう空気が、新しい市になってもっといろいろな活動に広がりが出るということもフォーラムの中でもたくさん話が出ました。ぜひいい機会です。

ただ、先ほどの館長の話が、基本計画の計画推進の詳しいところに出てきそうだったので、私もそれに期待をしてあとで話をさせていただければと思ったのですが、ぜひ、そういう市町合併。要は、小さい町がどんどんなくなって、石巻市もそうですし古川もそうですが、いろいろ県内でも行政改革で変わってくると思うのですが、そういう大チャンスの際に、ぜひこのNPOの基本計画を大いに盛り込んでいただけるような新市・まちづくりの計画に盛り込んでいただけるように、我々も地方のほうでも頑張りたいと思います。

山田会長

まず、学校教育の場面におけるNPO促進をどこで盛り込むかということですね。これは、必ずしも具体的な施策だけではなくて、もう少し前のほうでも表現が必要になってきそうな感じがしますね。

櫻井委員

今、会長がおっしゃった前のほうというのはかなり前で、例えば、資料3の2ページですね。「基本計画の見直しの必要性」とか、今までの県の計画の推進に対する評価が2ページ目の3のところでは、NPO活動実態・意向調査の結果からは様々な課題が浮き彫りになってきたということで一括しているんですね。例えば、この調査結果をどのように提示していくのかという問題があると思いますが、例えば、今いくつか御指摘のあった、宮城県の場合は仙台市にどちらかというところ集中して、もう少し県南・県北の市町村単位での取組がもっと必要ではないかという課題意識だとか、それから、市町村合併はどこでもやっていて、しかし自治体が再編されていく中でNPOの役割が新たに焦点化されてくるところもあるので、そういった、今、宮城県が置かれている状況とか課題というものを掲げる。それで、先ほどの話は結構具体的な施策にもなると思うし、後の議論にも繋がるのかなと。つまり、計画の見直しやNPO促進の現状をどのように表記するのかに関わると思うんですね。ただ、県南・県北区域での取組が弱いということだけが課題ではないと思うので、そこだけを取り上げることが果たしてどうなのかという問題もあると思いますが、少し委員会として、つまり計画の見直しを行った委員会として、あるいは県当局として、どのへんを課題意識として強く持っているのかという表現の問題だと思うんですね。そこについては、実はあまり議論されてこなくて、それで先ほど言ったように調査結果が前提としてあるのですが、その部分は項目として計画内に出てこずにそういうことをやりましたということにしてあるので、いわれてみればそのあたりの課題の表し方が全体を通して弱いかなと思います。少し、NPO一般論になってしまっているかなと。宮城県のNPO論、NPOの課題というあたりの表現の仕方をかなり前段で考えてもいいのではないかなというあたりですが、他の皆さんはいかがでしょうか。

山田会長

課題の整理をもう少しきちんとし、今、館長や木村さんが言われたあたりもその一つとしてクローズアップされるような表現がむしろ2ページあたりの見直しに関わるところにあったほうがいいのではないかなという御意見でした。はい。どうぞ。

木村委員

今、櫻井委員に応援していただいたような気持ちでありたいのですが、もう少しお話しを続けさせていただきますと、石巻市は、今回の1市6町の広域合併にあたり、特にここ数ヶ月はさまざまな問題にぶつかり、紆余曲折を経ましてここ1週間マスコミでもお騒がせをしたのですが、それにつけてもそれがすべて解決の糸口を見つけたのは市民の力なんです。それで、市民運動とNPO中心、NPOという名前を我々は市民の側は、市町村になりますと特に意識していないのですが、いわゆるまちづくり団体の皆さんが総意を結集して、行政なり議会なりに働きかけをしてこういう結果を生んでいます。結果的には、石巻市も古川近辺もそうだと思いますが、非常にまちづくりや地域づくりで、今、市町村合併で大変革が起きるといふ部分についてはものすごい力を市民が発揮しています。そういったことを考えますと、この市町村合併の時期と基本計画の見直しの時期がちょうど同じ時期に来ているので、ぜひその部分を取り入れていただいて、仙台市に一極集中だった部分が逆に地方のほうで力を取り戻すキーワードになりうるといふふうに私も確信しています。石巻市でも、今、石巻市支援オフィスの力がものすごくあてにされている状況です。合併するにあたって、各地域の企画調整課とかいろんなところが相談に来たり、これからどういうふうになるのかということでも合併について、または教育委員会からも体験学習というプログラムのほうをぜひNPOでやっていただけないかとか、教育行政とか今まで縦割りで行ってきたり福祉協議会とかで分かれてやってきたところを、逆に今、小さい町のほうがひとまとめというとな変なのですが、結構いいムードでこの合併を機にもう一回立て直そうよという機運が生まれていますので、この機運を具体化したり実現していくのがNPOや市民の力になっていくと思うんです。ですから、もし、基本計画に盛り込んでいただいて、前段に少し入れていただいてから後半にもうちょっと詳しく入れていただいて、第6章あたりで具体的な施策を入れていただければ、市町村としてもある意味、地方にとっては非常にありがたい後押しになるというふうになると思います。

山田会長

新しい県内における市民活動の動きもふまえながら、調査結果もあるということですので、これは2ページの2あるいは3あたりで受け止めて、もう少し具体的に表記をした上で具体的な施策を表現するという方向で少し見直しをしていただいたらどうかということでした。

加藤委員

そのへんで私も賛成なので、ぜひやっていただきたいと思いますが、法人なり大きな団体がある程度仙台に集中しているというのは、皆さん地方の方は仙台の団体とおっしゃいますが、宮城県全域を対象としている団体が大きいわけですね。ですから、それは仙台の団体ではなくて宮城県全域を対象としている団体ですから、県庁の人もそうですが、仙台の団体というふうに分ける考え方そのもの。HIVでも、いろんな虐待でも全域を対象としている団体、東北を対象としている団体なんですね。だから資源が大きい仙台市でなければできないし、プライバシーの守れる仙台市でないとできないわけなんですね。そういう団体は。地方にはできないわけですね。DVでも何でもみんなそうですよ。だから、そのことは前提としておさえた上で、単なる地方格差を表面的にいうのは僕は止めた方がいいと思うし、現実にまちづくり団体はNPOであれたくさん活躍していて合併にも影響を与え

ているということを、どこまで書けるかは別として、よく理解するのは必要だと思う。
で、教育の話なんですけど、私はこの全体で支援と促進といいながら、結局はNPOを支援するというトーンが相変わらず全体で強いなあと感じていて、どうしようかなと思っていたときに、木村さんにおっしゃっていただいたのですが、今、合併の問題を小学校や中学校で話し合ったと。これは、委託はあるとしても、NPOが仕掛けたわけですよ。アメリカの有権者教育というかシビックエデュケーションという学校教育の中に、非常にたくさんそういう意味で合併であるとか大統領選であるとか、そういうものを全部持ち込んで、市民として有権者としての教育を行うという領域が非常に大きくあるわけですね。それを全部NPOが情報とコンテンツを提供しているわけですよ。ノウハウを。私は、教育の中でNPOをとりあげるというのは、教育でNPOを教えるのではなくて、NPOが教育に関わるわけですね。要するに、NPOが持っている資源や能力やノウハウを教育だけでなく社会に使うということが促進だと私は思うのですが、なぜかNPOのことを学校で教えるという話が変わっちゃうわけですよ。そのへんのところが、社会側がNPOをどう活用するか、あるいはNPOの能力を活かすかという視点でこの促進策のところをもうちょっと書いていただきたいなと今の木村さんの話をヒントに思いました。

山田会長

そうですね。教育を支援・促進の対象そのものということだけではなくて、NPOの資源という視点でも教育をとらえていただくと。

加藤委員

NPOの方から教育を支援することができるという現状があって、それは社会全体についてもそう。それが活かすことにつながる。

山田会長

それでは、教育のところを盛り込むにあたっては、今の話をぜひふまえていただければと思います。

他はいかがでしょうか。この段階になって、大事なお話がいくつか出てまいりました。

木村委員

教育の問題に今すごく重視して、自分の中でもライフワークのようにしてやっているんですけど、もう少しだけお話しをさせていただきますと、今までは、市では教育委員会の中の社会教育課で担ってきた分野なのですが、ここに来て社会教育課の配置職員というのは市の中でもぐるぐる回ってきてということで分からない。そうすると、どこに相談するかというと、我々の様なNPOにくるんですよ。結局、ずっと長年、そういう青少年の育成事業とかそういうことに関わってきた、要は実践を知っている人間に聞くほかないというところがあって、そういった部分では、石巻だけではなくて県内にもたくさんそういう団体、子供劇場さんとかですね、存在していると思うのですが、そういったところが今後教育行政とかそういったところともう少し強く結びついていような形で提言したり、それから実践したりという分野になってくると、すごく社会教育としては、今、どちらかという生涯学習のほうをメインにさせていただいているんですけど、生涯学習のほうだと少し年齢層

の高いほうの学習要素が強くて、いつも小さい子供たちとか小学生・中学生が抜けてしまうことがあったのですが、今回いい形でNPOとの促進という分野で活かせると思いますので、何かこの計画に強めに入っていたら我々も後押しさせていただけるなと思っておりました。

渡邊環境生活部次長

先ほど武田館長も申しました学校教育の現場でのNPOの関わりということ。それから、木村委員の石巻でのお取組の話がございました。みやぎNPOプラザで4年間高校へのNPOの出前講座というのを続けてまいりました。これは文科省からも大変注目をされている事業なんですけど、学校でNPOというものを教えるというのではなく、地域の大人がどういう課題に取り組んでどのような活動をしているのか。そこから見えるもの。考えること。また、不足しているものという話を、次代を担う青少年に話す機会を持っているということが非常に価値がある事業です。残念ながら、この事業は終息ということになりますけど、教育庁から来ている担当職員が全体化のためのまとめをしてくれています。教育庁に渡してさらにこの事業が拡大したらよいなと大変私たちは期待をしているのですが、なかなか教育庁がそれほどに受け止めていないかもしれないという現実もあり、今後の大きな課題だと思います。また、大久保委員の杜の伝言板ゆるるでは、高校生のボランティア体験などをしていらっしゃるし、個々のNPOが地域の学校にNPO自身から入り込んでいるという事例もありまして、こういうのもどんどんやっていただきたいなと思っております。

大久保委員

実践ということで、今年2年目で高校生のNPOボランティア体験というのを石巻にも御協力いただいてやりましたが、2回目ということで、それに加えて、多分これは、教育委員会の高校教育課の意識も多少変わったのではないかと思いますけど、全校で110校あるのですが、お知らせするときには今年はずんわり高校教育課長の添書がついたということと、それに対して多くの高校が参加してきたということ、2年目ということもあるかとは思いますが、やっぱりアプローチすればするだけの理解が進むというのが現実だと思います。

私たちの場合は、学校に行って活動をお話ししてくるのではなくて、現場に高校生を参加させることでNPOを肌で理解してもらおうという試みをやってるわけですけど、やっぱり学問的じゃなくて、そこに行って、インターンシップみたいにですね、とらえてもらって理解してもらおうというのを一人でも多く増やしていくことがある意味で我々に求められているのかなと思います。

ただ一つ、そこに至るまでの難題が。窓口は一応学校の先生にしているのですが、学校の先生方のNPOへの理解がまだまだ入り口だということ。ただ、今年初めて10年目の教員が現場で実習に入るといった中にNPOが入ったということで、教育委員会のほうもNPOの位置づけというものを少しずつとらえて来ているのではないかなというふうに思います。そういったこともある意味県の教員も県職員だと思いますので、そういったところも入れ込むのは本当にいいことだと思います。

稲葉委員

今年2回ほどとある高校から呼ばれまして、最近情報という教育が始まっておりまして、私どもで先生のためのパソコンに関する講習と生徒さんの授業の1週間分をお預かりし、情報教育のお手伝いをさせていただきました。

そちらの高校は、文部科学省の助成金かなにかをいただいてNPOと連携しているようなのですが、ある特定の学校がそういう取組をしているということを私はその時初めて知りまして、学校がそのような取組をしていることを県や他の学校が知っているのかなあということを疑問に思っておりました。

ゆるるさんのように、NPO側に皆さんを呼んで来るという方法もあるのですが、こちらから行って、自分たちが持っているなにかの力を学校や団体などに落として来るというのも大切だなと感じまして、逆にその時に、どんなことを社会に貢献できるのかということが団体の中で固まっていなと置いてこれないなということを痛感しました。基本計画の中で、どちらかというNPOは支援してもらっている側という色が強いのですが、逆に自分たちが何を社会に貢献できるのかを考えることが大切なのではないかなということをすごく痛感しています。

山田会長

ありがとうございました。教育問題はだいたいよろしいですか。まとめは必要ではないと思いますが、教育現場におけるNPOの促進ということと、それと同時に、教育支援としてのNPOの役割をふまえながら、課題のあたりと施策のところを両方盛り込んでいただきたいということですね。

今回は、1章、2章、3章と。今、4章は検討中ですよ。それを除いて新しい5章まで見て、御意見いただいたと思います。今度はこれらを全部通して、今日の修正分も含めて見ていただくことになるかと思いますが、この件についてはよろしいですか。次回に検討させていただくことにします。それから、1の見直しにつきましては、継続でよろしくお願ひしたいと思います。

では、(2)のその他についてお願ひします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

資料7を御覧ください。タイトルが、「行政評価委員会政策評価部会の意見にかかる検討について」ということですが、これは、県の行政評価委員会条例に基づいて県の政策、施策、各事業レベルも含めてですが、外部の学識者等で構成された委員会で評価していただいているということになっています。資料の3ページ目を御覧いただければと思いますが、ここに行政評価委員会の説明があって、県全体の政策や施策を評価する仕組みをここで定めたものですが、今回は、この行政評価委員会の下にある政策評価部会において、県のほうから県民満足度調査等の結果を基に、県が自らの政策や施策を自己評価した結果をこの政策評価部会で御審議いただいたということです。

それで、1ページに戻っていただきますが、その政策評価部会の場で、一番上の四角の中ですが、部会の委員の中から、県としてはどの分野のNPOを育てるか、県とパートナーとなって県民サービスのできるNPOとはどの分野か等のターゲットを明確にすることも必要ではないかといった意見が出されました。これについては、県当局側の考えを示

さなければいけないのですが、2番目の四角にありますとおり、特定のターゲットに限定した支援を行うというわけではなくて、というような考え方もありますが、県の施策を御審議いただいている民間非営利活動促進委員会の意見を聞くなどして今後の検討課題にさせていただきたいという回答を行政評価委員会政策評価部会にしております。この件に関する県当局の考え方としましては、一番下に記載していますが、やはりそれぞれの分野においてそれぞれの事業課が施策目的に則ってNPOと協働する、あるいは支援・促進を行うということは当然あるかとは思いますが、我々が所管しているNPO活動の支援全体の施策については、特定の活動分野のNPOをターゲットとはせず、住民・企業等が自発的意志に基づきNPO活動への支援を行う社会となるまでは従来どおりNPO活動全般の底上げという考え方を基調としまして施策の展開を行うことが適当ではないかということをお我々当局側としては考えています。ここで改めてこの評価部会から提案のありました特定の分野にターゲットを絞った施策展開ということに関しまして、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

山田会長

ということですが、いかがでしょうか。

私の感想を述べさせていただきます。この方向でももちろんいいと思えますし、この政策評価の皆さんにもう少しNPOに対する理解とNPO促進の有り様を御理解いただくための資料を用意した方がよいような気がします。こういうことをしてしまうと、むしろNPOの施策というのは非常におかしいものになってしまう気がします。

加藤委員

基盤整備なり、自由にいろんな人達が伸びるための競争努力があるんだという話はぜひしていただけたらいいと思っております。

大久保委員

分野というのは、これは違ったとらえ方をしているのではないかなと私は逆に思っていて、この分野というのは我々が言っている分野とは違っているのではないかなと。どのような形のNPOを育てていこうとしているのか。あるいは、県民サービスができる、いわゆる事業委託とかができるようなNPOをどうしたいのかというふうに思っているのかなと。だから、分野別ではないのではないかと。この分野別というのはちょっと違うのではないかと私は思っているんです。当然、私たちは分野別という話はこのとおりそうじゃないと思うのですが、ちょっと誤解してるかなと思えますし、本当にそういうことを言っているのかどうか。私はすれ違っているのではないかなと思っております。

青山NPO活動促進室長

私も実はこの行政評価部会の委員と直接話した本人なんですが、やはりどうしても県の行政評価というのは政策分野別に県民満足度調査をとって、県の施策は本当に県民のニーズが高いところに絞って効率的にやりましょうという、そのために評価部会が動いているようなものなので、どうしてもその考えでそのままNPOを見てしまい、どういう分野で活動しているのかと。満足度調査の結果も参考にしながら絞ったらということだったんで

すね。

当然、我々の姿勢はその時説明したのですが、NPOの支援を始めて数年経つのであればそろそろそういうことを考えてもいいのではないかとこの程度の御指摘だったように私は記憶しています。

一応、下に記載している方針でそれなりに話したのですが、NPOの当事者がいらしている促進委員会の御意見もきちんとお聞きしたいという趣旨で書きましたので、今の御意見は受け止めたいと思います。

小島委員

先ほどの基本計画をどうするかという我々の議論と行政評価委員会の方の考えが全く違うということがよく分かって、これはちょっと大変だなと思いました。結局、NPOを、行政の手が届かない範囲において行政サービスを補完する機能としてしか見ていないんですね。

そして、行政機能を補完する機能として考えるとすると、県民のニーズとずれがあると困るからと。例えば、仙台市圏以外の部分でニーズが補完されていないのならそこにお金をつぎ込んだらいいのではないかとか、分野としてどこが足りないかなど、そういう観点からしか見ていないですね。この最初の枠の部分の2番目のところが、基本計画の見直しを一生懸命やっている我々の意向とまるっきり全然違う思想と考え方に従ってこういうことをおっしゃっていると思うと、私はとても驚きました。そして、とても残念に思います。

やはり、NPOの支援というのはこのような観点からではなくて、むしろ市民社会を担う中核となっているNPOの活動を促進していくと。県の役に立つ機関を作るのではなくて。そういうものではないかと思うんですね。そういう意味では、基本的発想が異なっているのではないか。やっぱり県庁としての同じ機関としてやっているわけなので、なんとか調整をして、我々がこの部屋を一步出て行くと誰も理解者がいないという状況ではない形にしないと始まらないのかなという気がしました。

山田会長

ありがとうございます。私も同感で、そういった意味でこのNPOの促進に関わる基本計画は一層重要で、より多くの皆さんに理解していただけるための努力をしていかなければならないと改めて思いました。

加藤委員

皆さんのおっしゃるとおりだと思いますが、一つだけ。この県民ニーズの調査の方法や内容によると思うのですが、これはやはり、行政が応えて足りないから補完するというこのロジックが悪いですね。本当は、県民ニーズがあってもなお充足されていない必要なものがあるという事実を人々に広く公開し、伝え、例えば支援センターは民間としてはそういうニーズがたくさんあるということは目に見えているにもかかわらず、地域の活動がないという状態や行政ができていないという状態があれば、提言すると同時に自ら活動を起こしていくという立場ではあるんですね。だから、これは政策マーケティングという青森県でやっている考え方だと、こういうものには行政の補完とは絶対に考えないで、行政も企業も市民も家族もきちんとその一つのニーズを充足するにあたっての役割の分担があるの

ではないかと。で、行政は行政で果たすべき役割をきちんと果たしているかが問われると同時に、市民ができることを自らやる部分も欠けていてはならないという話としてされるので、ちょっとその評価のあり方が行政中心でものを考えるというロジックになっているためにこのようになってしまうのではないかなという気がします。むしろ、県民ニーズが行政サービスとの乖離度の問題ではなくて満足度との関係で、基本的にはきちんとたくさん社会に示されて我々はその指標の中で、石巻の地域はなぜこの部分だけ低いのだろうと考えたときに、行政だけ責めてもしょうがないところもある。行政が本来やるべきことをやっていなければきちんとするべきだという議論になるともっと生産的かなという感じがします。

青山NPO活動促進室長

来年度に検討結果などを報告する機会がありますので、きちんと御説明したいと思います。

ただ、一言お断りしますが、今回の御指摘も宮城県の行政評価委員会とその部会である政策評価部会の先生方との議論の中で出てきた話で、県の担当課はもっぱら事務局です。部会の先生方にはNPO専門の先生ではない方もいらっしゃいますので、どうしても行政の効率化とかそういう観点だけを見て強調されたのかなというふうに今話を聞いて思いました。

こちらも答えたのは、文書でも出てきますように、確かに各分野ごとに県の行政があって、各事業課室が施策を考える場合、どうやって県民ニーズを充足させようかという中で選択肢としては、確かにNPOが先取りしてやっているのであれば協働して手を組むなど、そういう手法は当然推奨されるべきなので、そういう働きかけは当室としては引き続きしていきたいということは併せて言えるのかなと思いました。今の加藤委員の話も聞いてそう思いましたので、そもそものNPO促進の趣旨と併せてきちんと理解を得ていきたいと思えます。ありがとうございました。

山田会長

では、この件はよろしいですか。他にありませんか。

木村委員

その他のその他でお話しをさせていただこうと思っていたのですが、私も10数年前から関わらせていただいていたのですが、県内の7つの地方県事務所のほうで、地域振興班というのが前まであって、今もその続きでまちづくり団体連絡ネットワーク協議会というのがなぜか今も続いています。どういうことかということ、多分県の企画の方でやってらっしゃると思うんですが、要はNPOのオフィスとかそういう各センターとかがない時代に地域づくりのいろいろな団体があるから、ぜひそういう団体の活動紹介をして、皆さんもそういう啓蒙活動で参加してはいかがですかとか、こういう事例がありますよとかの広報とかやって、私も石巻の県事務所から委嘱されて広報委員をさせていただいていたのですが、今もそれが実は続いているのですが、多くのNPOの皆さんがそんなのはもう必要ないというふうに言っているんですね。現実的には、結局センターが機能してそれぞれにいろんな懇親会を持つ機会があったりネットワークもできてきたので。ところが結構な予算

がついて、企画の方でやってらっしゃるんですよ。それで、各団体から二人から三人ぐらい来てほしいという動員の文書がきて、仕方なく行くというのが今も続いている、私は今年あたりはもういい加減になくなるのかなと。去年も言っていたのですが、担当者にもずっと言い続けているのですが、今もなぜかそれが毎年予算がついて、それを多分消化しなければならなくてついこの間やったのですが、そういう事例発表会が続いています。現実的に、そういうものを行政改革として見直す時期だと思うのですが、そういうのも行政評価委員会さんとかでは知る由のない現実だと思うのです。やはり、そういうところまでしかして踏み込んでいくと非常に今NPO活動を促進しようとか推進しようとか、プラザができてという時代と逆行した動きが未だ縦割り行政の中には存在しているようなので、計画云々ではないのですがついこの間のことだったものですから、そろそろなにかお考えいただけるきっかけを頂戴できたらいいのではないかと思います。

山田会長

それについては、多分私が答えたほうが県の方より詳しいと思います。地域づくり団体協議会は、基本的には国の施策でお金が出ているもので、各県でやっているものです。NPOの条例ができる時点で、県当局の企画部にはNPO促進と地域づくりは一体だから一緒にやるべきだと提言したのですが、まったく無視されて今のような状態が続いているというのが実態です。

ですので、ぜひ、そういった視点で企画部にも働きかけていただければと思います。

加藤委員

せめて予算が来てしまうのであれば、その進行に関して双方で相談して、効率的な地域の団体の促進に代えるというぐらいのことはしたらいいです。これは別に宮城県だけでなく、各県でその余った予算の消化のため形骸化した団体が非常に苦労しているということ。市民の方が止めればいいのですが。何とかしたほうがいい。

木村委員

立派なお金をかけた候補地なんかも作っているんですが、ゆるるさんのような情報のほうが我々にとってはずっとありがたいわけで、そういうこと自体がもったいないです。

青山NPO活動促進室長

地域づくり団体のことで、NPOの方がそのような感想を持っているということは知りませんでした。

木村委員

みんな公言しないだけです。

大久保委員

これはこの前の話と同じなんですが、今年の春に行革があって地方振興事務所の担当ががらっと変わりましたよね。NPOの担当、いわゆる法人の閲覧の担当部署はあったとしても、NPOそのものに関わる部署がないところもあり、私たちはそのNPO施策を誰が

やるかということを経営振興事務所の部署に言うことではなくて、実際に集まっているNPOのネットワーク、その地域づくり団体ネットワークの人達がいっぱいNPOの人達が集まっているわけですから、その人たちの事務局がそこにあるということでアクセスしようと思っているんですね。じゃあ、実はそのお金が国から来ていると言って仕方なしにイベントとしてやっている部分もあるかもしれませんが、実はネットワークはそこしかない部分が圏域ではほとんどなんです。だから、それがなくなるとお金は円の切れ目であらうと言ったときに、じゃあそのネットワークはどこで担保されるんだと。自分たちがお金がなくても自分たちでネットワークをつくらうという気運になっていくこと自体、すごく促進されていてすごくいいことなんだろうと思うのですが、まだそれはむりだなという現実があると思います。それと、地域づくりに対してはすごく風が変わってきているような気がして、むしろそちらの方に力がだんだん、地域づくりと経済がくっついて、それにNPOがくっついて政策が展開されていくような気がして、だからこそさっき山田先生がおっしゃったように地域づくり団体とNPOというのを同じところでやるというのがごく当たり前に行く方向なのではないかと思うんですね。

山田会長

できれば、庁内連絡会などの席上で、ぜひ問題提起していただければと思います。

藤田副会長

その他としまして、活動促進室の仕事として、どんなことをやっていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。それはどうしてかということ、先日あるところで、NPO法人がどんどん増えているものの事業報告や決算報告をなかなか出さない団体もあるということをお聞きしました。そういう団体に対して指導しているのかということと、昨今いろいろなNPOが出てきてますが、それらの活動内容をチェックしているのかをお聞きしたいのですが。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

まず一点目の事業報告書未提出団体への指導についてですが、これは法律で法人の事業年度終了後3ヶ月以内に県に提出することが決まっています。今、手元に詳しいデータがないのですが、実際にはやはり未提出団体が1割2割程度あるという状況になっています。そのような団体に対しては、通常の通知文で催促し、それでも提出がない場合には督促状を出しています。それでもなお提出がない場合ですが、要は事業報告書の未提出は20万円以下の過料の対象になりますので、こういった理由で過料の対象になるという通知を裁判所に出し、裁判所がそれに基づき法人に対し過料を科すという流れになっています。ある団体に対してですが、何度も督促をしても提出いただけないという例もありますので、そのようなところには今申し上げたような裁判所の過料通知というような手続も取っていきたくて考えています。

もう一つのNPOの活動に関する内容のチェックですが、当然ながら年1回事業報告書を提出いただいていますので、その法人の活動全体に関してはそれで報告いただいているということです。そこに、例えば明らかに法令に違反するような活動がされていたり、定款にまったく記載されていない事業をやっているとか、といった場合には、一応法律的に

は我々が調査や指導ができることになっていますが、ただ、基本的なスタンスは明確に法令なり定款に触れるという事実が確認されない限り、法律に則った調査や行政指導はできないことになっていきますので、そのへんについては極力その法人の自主性に委ねているということです。また、当然ながらNPO法人には情報公開が義務づけられていますので、そういった公開された情報を基に市民が評価するということが必要なのかなと思っています。

藤田副会長

せっかく法人格まで取られたのに事業報告書が出せないということは、活動が衰退しているとか人が足りないとかいろいろな問題があって出せないということだと思っ

ね。ですから、督促だけではなくて、どうしてできないのかということ聞いて、そしてどこかに繋いで相談にのってあげることが促進の部分になるのではないかなと思いますので、細かい配慮をしていただけたらいいと思います。

渡邊環境生活部次長

御指摘はごもっともだと思います。ということで、プラザで会計講座を、運営を受託している団体に今年度から導入していただいたりしております。今、御説明申し上げたように、法人の認証事務というのは非常に膨大で、職員たちにかなり負担がかかる部分なんです。また、法人格を持つNPOに限ってですがNPOとの接点でもあるんです。ですから、私は基本計画の中で認証事務のところを削除していいのかということのを職員に伝えております。しかし、これはルーチンワークだということで今回入れない方針で御提案させていただいておりますが、それでよいのかどうか私は怪訝に思っているところです。

藤田副会長

ということでちょっと元に戻るわけですが、特定非営利活動法人の文章のところについて先ほど加藤さんから情報公開も入れなさいという話があったのですが、私はここに情報公開と使命感を持って事業性とか社会への提言などが求められるということが必要なのかなと思ったりしています。

小島委員

すごく的はずれかもしれませんが、宮城県民間非営利活動促進基本計画ということでやってらっしゃるからなのか、NPOに関する苦情を処理する機関は別にあるのでしょうか。つまり、NPOの活動を促進するというだけで議論していますが、NPOの中にはやはり本来の業務を果たさなかったり、不適切な会計処理をしたり、不公平な取扱いをされたという個人が出てきたりとか等の問題が生じる場合があるのではないのでしょうか。そういうときに、きちんとした苦情処理のシステムがあるということが全体としての底上げになっていくと思うのですが、そのような観点が少なくともこの基本計画にはないような気がします。苦情処理機関を設ける等して日常的に個人としてもNPOとしても苦情が言えるような窓口がある方がいいと思います。基本計画の中に盛り込んでいる県はないのでしょうか。そもそも基本計画ではなくて別なところでやるんですということであればそれで

もいいと思いますが、なにか恒常的にそういうものを出せるような機関があった方がいいかなと思ったのですがどうでしょうか。

山田会長

4のその他のつもりが議事に戻っているかもしれませんが、どうでしょうか。

青山NPO活動促進室長

先ほど説明にもありましたように、まずはNPO法人が法令に違反すれば行政がきちんと対処しなければならないことになっていますので、当然当室が対応窓口になります。

確かに、法令違反かどうか分からない一般的な苦情になると一義的に当室で受けますが、それで動けるかというNPO法上は行政の関与は法律で規定されているものに限定してあるので、諸々の苦情処理を受けてすぐにアクションを起こすというのは行政としてはなかなか難しいのかなと思います。

ただし、時代も確かに変わってきていていろいろなNPOが出てきているというのもありますので、NPO法制度全体の問題なのかなとお聞きしてて思ったので、県レベルですぐに動くのは難しいのかなと私は思います。

加藤委員

本当は市民がやるべきなんでしょうね。

山田会長

NPO法人制度のマイナスの部分というか、危機管理を含めたフォローをどうするかという話ですね。

渡邊環境生活部次長

従来の公益法人制度における所轄庁の指導監督の弊害への反省に立ってこのNPO法人制度はできていますので、やはりNPO側で何かチェック機構を作っていただきたいというのが私共の考えです。

小島委員

個人にはあまり目が行ってないですよ。行政とNPOの協働の話になっていると。では、例えば個人がNPOから被害を受けた場合は基本的にはここには入ってこないのでしょうか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

実際にはそういう相談は当室で受けてはいます。

渡邊環境生活部次長

これは皆さんにも覚えておいてほしいのですが、NPO法人の認証申請があったときに、役員の名簿に関しては県警に暴力団員とか過去3年間の罪状の確認について照会を行っています。そういう危機管理は行っています。

それから、福祉系のNPOで問題が起きたときにNPOの方たちが福祉担当の部局とチェックのための仕組みをお作りになっています。

小島委員

要するに、民間非営利活動促進基本計画は、個人が被害を被った場合については守備領域ではないと、そのように理解してよろしいですね。

藤田委員

今後の課題ということでどうでしょうか。

山田会長

では、時間もまいりましたので、そろそろ終わりにしたいのですが。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

その他のその他ですが、2点ほど手短にお話しいたします。

資料8を御覧いただきたいのですが、これは御報告ということで、みやぎNPOプラザの指定管理者の募集の関係です。この件については、前にこの委員会でいろいろ御議論をいただいたところでしたが、11月11日から12月3日までを募集期間としております。ちなみに、11月10日にプラザにおいて現地説明会を行いました。7団体ほどが出席し、具体的な募集内容と施設の御紹介をしております。

もう一点は御相談です。次回の促進委員会の日程について、当室の菊地から御説明します。

菊地NPO活動促進室主任主査

次回の促進委員会の日程ですが、スケジュール的には1月に促進委員会を開催することになっています。それで、事前に山田会長の日程をお伺いし、1月11日の午前・午後又は12日の午前で皆さんの日程を調整したいと考えております。

さらに、この日程調整に関連してですが、スケジュール的には1月の段階で基本計画の見直し骨子案を作成・審議したのちに2月又は3月のパブリックコメントの実施というスケジュールをたてておったところだったのですが、今日、3章・4章・6章についても提示したということで、今後いろいろと手直しは入りますが、一応一通りを一度は皆さんに提示したという状態です。それで、実際にはもう骨子案ではなくて具体的に基本計画の内容について審議をしているので、パブリックコメントの実施にあたりましてはこの見直し案をそのまま県民の方に示した方が具体的に分かるかなと思いますので、そのような形でパブリックコメントを実施したいと考えております。

ただ、その場合、残り1月の促進委員会だけで十分に内容をまとめることができるかどうかというのが事務局としては若干不安に思っているところです。それで皆さんにお考えをお聞かせいただきたいのですが、1月の促進委員会では基本計画の全体をお示ししますが、その後2月にもう一度促進委員会を開催し、それをふまえてパブリックコメントを実施するという運びにしてはどうかと考えているのですが、日程調整の話ともう一回促進委員会を開催することについて調整をさせていただきたいと思っております。

まずは、1月の日程についての調整をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

日程について調整

菊地NPO活動促進室主任主査

それでは、12日の午前9時30分からの予定とさせていただきます。

それとも一つの、促進委員会の追加開催についてはいかがでしょうか。

渡邊環境生活部次長

大変恐縮なんですけど、懸案である県とNPOの協働マニュアルについて担当が肅々と書いております。1月の委員会に原案を皆さんにお渡しできると思いますので、じっくり1ヶ月見ていただき、2月にお話ししたいと思っています。

山田会長

2月もぜひよろしくお願ひしますということによろしいですか。

加藤委員

日程は今決めますか。

山田会長

では決めましょうか。

日程について調整

菊地NPO活動促進室主任主査

それでは、2月16日の午前9時30分ということでお願ひします。

事務局

あとはよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして第6回促進委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。